

「放課後児童支援員認定資格研修」に係るご提案について

1. 認定資格研修について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の制定及び基準に基づく市町村の条例制定がなされてきている。
- 放課後児童クラブにおける放課後児童支援員は、基準により、支援の単位ごとに2人以上配置することとしており、認定資格研修の受講を**経過措置を設けた上で義務付け**ている。
- 認定資格研修は、**保育士等の有資格者や2年以上の児童福祉事業に従事した高等学校卒業者等を対象に**、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得ることを目的として実施するもの。

2. 研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県。ただし、修了の認定及び修了証の交付以外は、都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認めた場合、政令市等に委託可。
5 研修内容	<p>講義及び演習を合わせて16科目24時間。都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4.5時間(90分×3)】 (放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容/放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護/子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ) 2. 子どもを理解するための基礎知識 【6.0時間(90分×4)】 (子どもの発達理解/児童期(6歳~12歳)の生活と発達/障害のある子どもの理解/特に配慮を必要とする子どもの理解) 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間(90分×3)】 (放課後児童クラブに通う子どもへの育成支援/子どもの遊びの理解と支援/障害のある子どもの育成支援) 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】 (保護者との連携・協力と相談支援/学校・地域との連携) 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】 (子どもの生活面における対応/安全対策・緊急時対応) 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】 (放課後児童支援員の仕事内容/放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守)

重点番号16:都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等(厚生労働省)

科目の一部免除

保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、**認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有している**と認められる科目について**免除**を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としていない。(例)保育士については、「子どもを理解するための基礎知識」に係る科目は免除可としている。

3. ご提案に対する基本的考え方

- 認定資格研修に係る受講免除又は一部科目の免除に係るご要望については、当該研修が、放課後児童クラブの質の確保を目的に実施しているものであることからすれば、お応えすることは困難である。
- 一方で、平成32年3月31日までの5年間、経過措置を設けており、研修の円滑な実施の定着に努めているほか、経過措置満了時期までには、よりよい研修の実施のため、実施状況を含め評価を行い、必要なら見直しを行うことは考えられる。
- (なお、子育て支援員については、研修受講までに必要な実務時間の短縮を行うことは今後検討したい。)
- 政令市も都道府県との協議の上、研修の実施等を、委託されて行うことは現行でも可能。(修了の認定及び修了証の交付を除く)

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



※ 認定資格研修の受講資格者

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号) 10条第3項)

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。

- 一 保育士(国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107) 第12条の4第5項 に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法 (昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項 の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

(参考) 放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 22,608か所
(参考:全国の小学校20,113校)
- 支援の単位数 26,528単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,024,635人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,941人
[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所]

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)
⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】

(か所)

(人)

